解 題

一、はじめに

「鷹場」「玉川上水と分水」と出してきたテーマ別編集ですが、ついに「新田開発」を出版することになりました。第十二集には新田開発、入村者・離村者、奉公人に関するものを収録し、第十三集には年貢、抱屋敷を収めました。新田開発は小平に残る関係史料を網羅的に収録し、それ以外は武蔵野新田の総検地が行なわれた元文元年(一七三六)までの史料を集め、村ごとに年代順に配列しました。この結果、本冊には三四六点が収録されています。

新田開発は小平にとって不可欠の研究テーマであり、これを抜かして小平の歴史を語ることはできません。今までも 古文書目録の解題で折に触れて特徴的な事例を紹介してきましたが、史料集を刊行するこの機会にそれぞれの新田開発 の経過をまとめておきたいと思います。

二、小川村の開発

ここに収録したのは、明暦二年(一六五六)の手形之事から大正七年(一九一八)の小川九郎兵衛没後二百五十年祭の書類までの三十七点です。

この中には**史料 29~33** の下野国芳賀郡嶋村外三カ村の荒地開拓計画も含まれています。これは寛政三年(一七九一)から四年に企図されたもので、小川村の弥四郎と西台村の長五郎・下赤塚村の辰五郎の三人が、嶋村外三カ村の手余荒地一八〇町歩程の土地を九年間で開拓しようという計画です。代官所から一、〇八〇両の手当金を出してもらえれば、三六〇人の百姓を定住させて荒地を開拓しようというものです。嶋村外三カ村は現在の真岡市内の地域で、随分遠くの土地を開拓しようと計画していたことになります。しかし、この計画は実現には到らなかったものと思われますが、ここに名を連ねている下赤塚村の辰五郎の存在は注目に値します。辰五郎は「小川家文書目録」の解題で触れた通り、寛政六年からの材木御用にも顔を出す人物であり、小川家の事業家としての展開には辰五郎と密接な関係があったことが窺われます。

小川村の中央を東西に走る青梅街道は慶長十一年(一六〇六)以来石灰輸送の道として頻繁に使用されています。この石灰輸送は青梅街道沿いの村の伝馬継によって行われていますが、箱根ヶ崎村から田無村まで五里(二〇km)の間には「正保の国絵図」でも確認できるように村が存在せず、史料13に「此間武蔵野ニ而人居無 _御座 _、寒暑風雨之節往還之人馬湯水ニ渇、至極及 _難義 _相果候者多ク」と記されているように、この間は武蔵野で人家がなく水を手に入れる術もなくて石灰の運搬にも難儀していたことが記されています。

水が得難いために人の定住を拒んできた武蔵野台地に、承応三年(一六五四)に玉川上水が開通し、翌明暦元年に野 火止用水が開削されて、初めて人の住める要件が整ったのでした。この機を待ちかねたように明暦二年(一六五六)岸 村(現武蔵村山市)の小川九郎兵衛が小川村の開拓に乗り出します。史料 13 には「松平伊豆守様より難」有御意を以、 西者江戸御水道と野火止水道との堀分ケより東ハ田無村之方え開発仕候様ニと被「為」 仰付 」とあり、松平信綱の 有難い思し召しによって西は玉川上水と野火止用水の分水口から東は田無村の方へ新田開発を許可されたことが記され ています。言うまでもなく九郎兵衛が開発に着手できた最大の要因は、玉川上水から小川分水が許可されて呑水が確保 できたことにあります。そして、翌三年から青梅街道の石灰運搬を始め、七カ所(田無村・箱根ヶ崎村・平井村・日野 村・清戸村・府中宿・所沢村) への伝馬継も勤めています(史料 13)。開発着手後七年目の寛文四年(一六六四)には 仮検地を受け年貢が割り付けられており、寛文九年(一六六九)の本検地によって小川新田村が成立しています。村名 は支配代官中川八郎左衛門によって寛文四年に命名されたもので、開発者である小川九郎兵衛の名字を取っています(史 料 13)。また、九郎兵衛は開発の御褒美として屋敷畑六町歩余の除地が認められ年貢が免除されています。小川村の検 地はその後延宝二年(一六七四)、天和三年(一六八三)、元禄二年(一六八九)、享保十八年(一七三三)と合計六回実 施され、村高六百七二石四斗六升四合、反別三百九四町八反四畝一歩となって確定し、以後変化していません。最終的 にこの開発には六十六年間を要していますが、元禄二年の検地までには村高六百七○石五斗三升二合、反別三百九四町 五畝四歩となり、村高の九九. 七%・反別の九九. 八%が開かれており、実質的には三十二年間で開発が終了していま す。

しかし、開発は必ずしも順調にはいかなかったようで、寛文二年(一六六二)十一月の名主九郎兵衛非法の訴状(小川家文書D-7 1)には「新田ニ而つぶれ百姓六拾四 間 御座候、此者ともニ妻子我身を売御江戸在々方々ニ罷在候」と

あって数多くの挫折者が出たことが記されています。また、万治二年(一六五九)の百両の夫食拝借願(小川家文書I-2 1)を初めとして、寛文三年(一六六三)には干魃によって再び拝借金を願い(小川家文書I-2 2)、元禄十二年(一六九九)には風損によって九十一軒の家が倒れ九八五本の木が折れる等の被害に遭い(小川家文書I-1 1)、享保十九年(一七三四)には大雨で水に浸かった畑は皆損状態になる(小川家文書 I-1 2)など開発には数多くの困難がありました。 史料 35 に「別段新田取立御高入一村二相成候二付右之分ヲ小川新田と唱、先御高入相成候小川新田ヲ小川村と唱替」とあり、小川村の年貢割付状や皆済目録を比較検討することによって、小川新田村は享保九年に新たな新田開発が許可されるにおよび、享保十年(一七二五)から小川村と改称されたことが分かります。

入村者は大半が狭山丘陵と加治丘陵付近の村々からの者達で、遠くは奥多摩・秩父・吉見および江戸から来た者もみられます。明暦四年の「相定申一札之事」(入村者・離村者 **史料 30**) によれば、開発に着手して一年余で七十八軒の入村が確認できます。その条件は新田に定住して家作を持ち、伝馬継を負担するというもので、延宝二年頃の村絵図には青梅街道に沿って南北に短冊形に地割りされた土地一筆毎に家が描かれています。正徳三年(一七一三)の村鑑には家数二〇二軒・人数九〇八人(男四七九人・女四二九人)、馬数一五八疋で、享保十九年(一七三四)には家数一九二軒・人数九二三人(男四九四人・女四二九人)、馬数一五〇疋となっています。

三、小川新田の開発

小川村では実質的な開発が終わった元禄以降度々新田開発を願い出ていますが容易に認められなかったようです。元禄十五年(一七〇二)の史料 11 に「一武州小川新田東之原武蔵野之内芝地三拾町余御座候所此度御新田二奉」願候(中略)一右之場所東西長サ三拾町南北横行弐拾町新田二奉」願候、武蔵野付近村馬草場入会野之内此場所大方十分一程も可」有 _ 御座 _ 哉と奉 _ 存候」とあり、小川村の東にある武蔵野の入会地の新田開発を願い出ています。また、史料 15 や 20 にあるように宝永五年(一七〇八)と正徳六年(一七一六)にも同じ場所七〇〇町歩余の開発願を出しています。幕府の方針が転換して享保七年(一七二二)七月江戸日本橋に新田開発奨励の高札が建てられ、九月に「惣而自今新田畑可」有 _ 開発 _ 場所吟味次第障り於 _ 無 _ 之者開発可」被 _ 仰付 _ 候」(史料 38(3))とあるように新田開発が許可されます。この情報に接した名主弥市は時を移さず九月の内に、史料 39 に「当村続東之原武蔵野入会野之内東ハ壱本榎南北限、南ハ玉川御上水際迄、北ハ山口領江戸道限、西ハ小川新田村境迄之間、芝地凡百六拾町歩程之場所開発奉 _ 願上 _ 候」とあるように開発願を出しています。その内容は小川村東側の地続き一六〇町歩の場所を三年で残らず開発し、一年に二〇両の芝年貢を上納するとしており、これ以前の願に比べて五分の一程に縮小したものになっています。

そして、新田開発願が許可されたのは他と同様に享保九年(一七二四)五月のことです。代官岩手藤左衛門によって 願場所百六○町七反歩の土地が小川新田願人弥市に(『小平市史料集第十三集』年貢 史料 135)、七五町七反歩が小川 新田名主百姓宛に割り渡されています(同上 史料 136)。また、開発の条件は享保九年から十一年までの三年間は毎年 一反二付一升五合の役米を上納することでした。しかし、ここにいくつかの疑問があります。割渡証文がなぜ二本に分 けられているのでしょうか。また、なぜ願い出た一六○町歩以上の土地が割り渡されたのでしょうか。この謎を解く鍵 は史料39・40と検地帳にあります。史料39には「明暦弐申年当小川新田開発願上候節、西ハ玉川上水と野火留水道堀 分ケより東ハ壱本榎迄之間御新田被 _ 仰付 _被 _下置 _候(中略)相続キ段々壱本榎迄開発仕御検地可 _申請 _候所二、 右御伝馬御用等繁く開きおくれ候内惣而武蔵野附村々馬草場論御 公事ニ及野境被「仰付」、右場所開発相叶不」申候 二付」と記されており、小川村は当初東は壱本榎までの開発を許可されていたが、開発が遅れている内に馬草場論が起 こって開発が差し止められてしまったので改めて開発を許可してほしいと願い出ています。このことは、天和三年の検 地帳の奥書にも「野境委細詮議之処、小川新田より東者壱本榎迄田無村境、南者弐ツ塚府中村境、西者江戸御水道境、 北者のびとめ水道境ニ紛無、之ニ付」と明記されていて確かな証拠もあります。また、史料40には「今度武蔵野御開発 場被、為 _ 仰付 _候ニ付向後秣之致方申上候様ニと御尋ニ御座候、当村畑計ニ而山林等も無 _御座 _只今迄ハ武蔵野 入会二而刈取申候、外二秣取場無 _御座 _候、当村之儀先達而奉 _願上 _候通開発場被 _ 仰付 _被 _下置 _候ハヽ、御 見分之上且ハ御開発畑為 _風除 _林芝地萱畑等被 _仰付 _」とあって、小川村は畑ばかりの村で山林がないので武蔵野 の開発によって秣場がなくなってしまうので風除けとして林・芝地・萱畑等がほしいと申し出ています。以上のことか ら、壱本榎までの一六○町歩の土地は以前に開発が許可されていたので願い通り開発が認められ、その他に秣場の代地 として玉川上水の南側の上水向を割り渡されたものと思われます。

三年で残らず開発すると願い出たものの十三年までの入村者は、十一年に十一軒・十二年に六件・十三年に五軒の合計二十二軒で(入村者・離村者 史料 185)、開発は思うようには進みませんでした。十四年には清水村(現東大和市)から二町四反歩が譲渡され、二三七町三反歩余(堀代引が一町四反歩余ある)の開発場の内この年までに開発されたの

は、松林二町七反歩余を含めた都合三九町八反歩弱に過ぎません。従って、五年間に開発されたのは十六%弱の土地で、 一九七町歩余が未開の土地のままです(**史料 138**)。

別表 1 「/、	川新田開発場年貢-	一覧表」
----------	-----------	------

西暦	年代	納合永	納合米	納入年月	備考
1724	享保9年	25貫704文7分		享保9年12月	開発場役米
1725	享保 10 年	31貫9文2分		享保 10 年 12 月	IJ
1726	享保 11 年	29貫989文		享保 11 年 12 月	IJ
1727	享保 12 年	48貫747文1分		享保 13 年 12 月	本途・口永・歩永
1728	享保 13 年	48貫698文4分		享保 16 年 12 月	本途・口永
1729	享保 14 年	52貫226文		享保 16 年 12 月	本途・口永
1730	享保 15 年	31 貫 702 文		享保 16 年 12 月	本途・口永・歩永
1731	享保 16 年	31貫558文7分		享保 18 年 11 月	本途・口永・歩永・夫食返納
1732	享保 17 年	34貫358文5分		享保 18 年 11 月	本途・口永・歩永・夫食返納
1733	享保 18 年	32貫102文1分		享保 19 年 12 月	本途・口永・歩永
1734	享保 19 年	29貫204文21分		享保20年5月	本途・口永・歩永
1735	享保 20 年	32 貫 549 文	3斗9升9合	享保20年11月	割付/本途・口永

別表1「小川新田開発場年貢一覧表」に見るように、鍬下年期の三年が経過すると永四八貫文余の年貢が課され、役米の六二宗強の増徴を迫られますがすぐには納められず、十二年の年貢は十三年に、十三年と十四年分は十六年に延納になっています。このような事態の打開策として幕府は一軒二付金二両二分の家作料を支給し、開墾地一反二付銭六二四文の農具代を貸し付けており、小川新田では十四年に一二三人が農具料を(史料 43)、出百姓二十二人が家作料を受け取っています(入村者・離村者 史料 185)。また、史料 138 の「開発場酉御取箇割附之事」に酉堀代引が書上げられていることからも分かるように、十四年には小川分水を延長して小川新田でも呑水が確保できるようになったようであり、前掲の表でも明らかなように十五年からは年貢が鍬下年期の水準に引き下げられています。このような事情もあって十五年までの入村者が七十一軒を数え、家作料が既に支給されている十三年までの入村者二十二軒を差し引いた四十九軒が十四・十五年に増えたことになります(入村者・離村者 史料 187)。享保十三年から十五年までの年貢は十六年に皆済し、十六年と十七年の分は十八年に納め、以後一年遅れで納入しています。しかし、これらの年貢割付や皆済目録の宛先は小川村となっており、持添新田の性格が強い小川新田のような場合は親村が年貢納入の責任を負っていたものと思われます。

『国分寺市史料集 II』に収録されている「享保二十一年辰三月 武蔵野新田場御検地仕様帳」に「三月廿七日〓四月十一日迄 一御本陣上坂安左衛門・長坂孫七郎 小川村」(202ページ所収)と記録されており、享保二十一年(一七三六)には三月二七日から四月十一日まで小川村に本陣を置いて上坂安左衛門以下十八人の検地方役人が検地を実施しています。この結果、村高六七六石一斗八升五合・反別二一〇町一八歩に確定しています(小川利雄家文書A2)。元文四年に川崎平右衛門に差し出した史料26によって、この反別の内一五四町歩余が出百姓分であり、五二町歩は小川村持添分であることが分かります。小川村持添分は玉川上水の南側で東西に細長く延びた上水向(現小平市上水新町と上水本町の一部)のことで、畑として検地された二〇町歩の内実際に開かれたのは八町歩で、残りは林や芝地として利用されており人は住んでいません。

四、小川新田の入村者

前章で概略を述べましたが、ここで改めて小川新田の入村者について触れておきたいと思います。当史料集に収録した入村請書を**別表2**に「小川新田出百姓一覧表」としてまとめてみました。

【別表2】 小川新田出百姓一覧表

番号	西暦	年代	村名	名前	備考
1	1725	享保 10 年 5 月	根ヶ布村	茂右衛門	
2	IJ	"	JJ	伊右衛門	
3	"	享保 10 年 8 月	下村	長右衛門	
4	1726	享保 11 年 2 月	豊島郡上石神井村	礒右衛門	

5	1727	享保 12 年 11 月	奈良橋村	次郎右衛門	
6	11	享保 12 年 12 月	根ヶ布村	太郎兵衛	八郎右衛門家守
7	1728	享保13年3月	下成木村	六兵衛	
8	1729	享保 14 年 2 月	秩父郡下名栗村	由兵衛	平兵衛屋守
9	11	享保14年2月	秩父郡下名栗村	市郎左衛門	八郎兵衛家守
10	11	享保14年2月	秩父郡名栗村	平左衛門	彦三郎屋守
11	11	享保14年2月	南小會木村	市郎右衛門	忠兵衛屋守
12	11	享保14年3月	根ヶ布村	喜右衛門	又右衛門屋守
13	11	享保14年3月	黒沢村	九郎左衛門	源内屋守
14	11	享保 14 年 9 月	秩父郡上名栗村	加兵衛	半左衛門屋守
15	11	享保 14 年 11 月	秩父郡坂元村	孫左衛門	
16	1730	享保 15 年 2 月	入間郡下奥富村	政右衛門	
17	1735	享保20年3月	入間郡下奥富村	清左衛門	

この表に見るように、小川新田には元文元年(一七三六)までに十七人の入村者が確認できます。この内のほぼ半数に当たる八人が享保十四年の入村であり、同じく八人が屋守です。小川新田の入村請書の内容を調べてみると二つのパターンがあることが分かります。一つは屋守で、これは小川村の地主の屋守として入村する場合です。このケースは小川村の地主持分の屋敷割を五年から十年の年季で開発を請負うもので、年季の間に五反歩から一町歩の土地を無年貢で開発させて新田並の諸役を負担させますが、開拓地を耕作する権利を保障するというものです。それ以外のケースは入村者・離村者 史料 186 に「宿並屋敷割壱軒分貴殿より御割渡シ給今度家作仕差出シ申候、向後御年貢諸役等急度為勤」可、申候」とあるように、一軒分の屋敷地を割り渡してもらい年貢諸役を負担するというものです。しかし、小川新田の場合は入村者が地割りを受けても地代を支払った形跡が見られません。

また、前述したように史料 185「小川新田出百姓書上」によって、十三年までの入村者が確認できます。それによると、十一年に十一軒・十二年に六件・十三年に五軒の合計二十二軒です。更に、十四年の正月から三月までの出百姓は十四軒であると付け加えられていますが、この史料は中欠で八郎兵衛屋守・市郎左衛門から善助までの六軒しか確認できません。しかし、この史料は史料 187「小川村新田出百姓書上」とピッタリ符合するもので、家作料頂戴仕候分二十二軒は弥兵衛を除いて書上げてある順番も全て一致します。弥兵衛の箇所には「村方久左衛門と書上候」と注記されているので、これも一致することになります。また、十四年の正月から三月までの入村者である八郎兵衛屋守・市郎左衛門から善助までの六人は、「是ハ御改相済候得共いまた家作料不被下分」四十六人の内最後から数えて十一人目から五人目までの六人とピッタリ符合しています。このことから、史料 185 に記されていた十四軒はその前に続く三右衛門から市郎右衛門までの八人だと思われます。

そこで、**史料 187** と**別表 2** を照合すると、享保十三年までの入村者では2の伊右衛門を除いた1から7の六名が「是ハ家作料頂戴仕候分」二十二人に含まれ、享保十四年の入村者である8から 15 までの八人と2の享保十年の入村者伊右衛門は「是ハ御改相済候得共いまた家作料不被下分」四十六人の内に含まれています。この内九月の入村者である加兵衛は最後から二番目に、十一月の入村者孫左衛門はその前に記されています。また、享保十五年二月の入村者政右衛門は「是ハ当三月より出百姓書上ケ不申分」三人に記されています。このことから、「是ハ御改相済候得共いまた家作料不被下分」四十六人はほぼ享保十四年の入村者だと思われます。

また、小川新田の家数は元文四年(一七三九)の「南北武蔵野出百姓草分書出帳」(**史料 53**)には、総軒数八十九軒・ 内持添十八軒と記され、宝暦九年(一七五九)の村鑑帳には家数七十七軒となっています。以上のことから家作料の支 給は小川新田の成立に大変大きな影響を与え、享保十五年までにはほぼ入村者数が固まったものとみられます。しかも、 その内の大半は享保十四年の入村者であったことが分かります。

五、鈴木新田の開発

玉川上水が開通したことにより分水が認められるなどによって寛文から元禄期に開発が進められたのは、小川村の他に拝島村(昭島市)、上川原村(昭島市)、砂川村(立川市)、国分寺村(国分寺市)、恋ヶ窪村(国分寺市)、貫井村(小金井市)、小金井村(小金井市)、境村(武蔵野市)、関前村(武蔵野市)、西窪村(武蔵野市)、吉祥寺村(武蔵野市)、上連雀村(三鷹市)、下連雀村(三鷹市)などがあります。しかし、その後は新田開発が認められず、貫井村(現小金井市)でも「前年願地内野之場所御代官様へ御願ニ付、代地買請金子五拾両之所村中ニ而割出シ可」申候やと惣百姓へ相

談被、成候得共、只今迄四五ケ年遣イ銭四五百文程も出し申候へ者」(史料 44) と記され、享保元年頃から開発願を出し続け、六年九月(史料 46)・十一月(史料 47)・七年四月(史料 48)と次々と出していますが許可されていません。貫井村の名主鈴木利左衛門は、日本橋に高札が建てられた享保七年七月二十六日の翌月十九日に改めて新田開発願を出しています(史料 49)。これは大変具体的で、連雀前新田(上連雀村)より小金井村迄・砂川新田より関前新田迄・境新田より恋ヶ久保村迄・小川村より田無村迄といった連雀通り・五日市街道・青梅街道沿いの八百町余の場所を、五年で開発するというものです。しかも、この地は利左衛門の祖父が願い出た古開発の所で確かな証拠もあり、野札のある四・五カ村(府中三町)については代地を差し出して野銭も上納していると記されています。この開発願には利左衛門の他に願人組頭として善左衛門・甚五右衛門・元右衛門の三名が名を連ねています。しかし、史料 47 や 48 で明らかなように貫井村の組頭は清兵衛・治郎右衛門・安左衛門・弥兵衛であり、惣百姓代にも彼らの名前は含まれていません。この三人を組頭とする事例は、史料 49 にだけに見られる異例なものです。一連の史料からも明らかなように、善左衛門は上総国万石村(現千葉県木更津市岩根)名主の野中善左衛門で(史料 51)、三分の一の場所を渡すことを条件に享保六年(一七二一)に地代買請金五〇両の内二十五両の出金を頼んでいます(史料 44・45)。また、甚五右衛門は下小金井村の名主関甚五右衛門で利左衛門の義理の兄弟であり、元右衛門は野中新田開発願人の一人でもある上谷保村の名主だと思われ、いずれも他村の名主で貫井村の住人ではありません。

享保八年(一七二三)十月に利左衛門と善左衛門の間で取り交わされた覚(史料 51)によれば、善左衛門は開発請負上納金を一万町二付六千両としてその土地の売払金は一万二千両と計算しており、開発が許可されたら二倍の値段で売却しようと考えていたようです。享保九年五月に貫井村願場所として開発が許可されたのは、野銭札譲請分を含めて二百九九町歩で、その条件は小川新田と同様に享保九年から十一年までの三年間は毎年一反二付一升五合の役米を上納することでした(『小平市史料集第十三集』年貢 史料 150)。開発が許可された翌十年三月には、三分の一の土地に当たる一〇〇町歩が約束通り善左衛門に渡され、願入用にかかった一〇〇両余の遺金も土地の町歩に応じて精算しています(史料 52)。利左衛門は享保九年分の役米は支払ったもののその後上納できず、「貫井村利左衛門役米差滞不埒二付吟味之上場所取上、之、向後其方共二申付候」ということになり、折角取得した開発場所を享保十一年六月に取り上げられ、開発願人の野中善左衛門と元右衛門に預けられています(『小平市史料集第十三集』年貢 史料 150)。一方、この年八

月に貫井村名主半内(二代目・利左衛門)が名主役を兵左衛門に譲った時の覚(水帳等請取)の宛名には「鈴木新田御名主

半内殿」と記され(鈴木家文書D-3 1)、享保十五年六月の差上申口書之事にも「鈴木新田名主利左衛門」とあります(『小平市史料集第十三集』年貢 史料 152)。また、享保十一年六月の史料 66(10)に「村名役人共此度被」 仰付」 とあって、野中新田ではこの時村名と村役人が仰せ付けられているので、鈴木新田も開発場所が取り上げられる前に村名と村役人が決定されたものと思われます。『新編武蔵風土記稿』に「此新田当郡貫井村ノ農民。利右衛門トイフモノ開発セリ。カレカ氏ヲ鈴木ト称スルユへ。新田ノ名ニオハセタルナリ」と記されており、村名は開祖鈴木利左衛門の名字を取って鈴木新田と名付けられています。新田は成立したものの享保十一年(一七二六)以降野中善左衛門の管理下に置かれ、年貢上納はもとより、家作料・夫食拝借金・村入用に至るまで支配されています。鈴木新田が独立したのは享保十七年(一七三二)十月のことで、「去子十月当御役所様ニ而御吟味之上組分ケ被」為「遊、与右衛門・利左衛門・善左衛門・六郎左衛門右四人ニ名主役被「仰付」」(史料 59)とあるように野中新田の組分けによるものでした。享保十五年の「差上申口書之事」(『小平市史料集第十三集』年貢 史料 152)には惣反別七一町五反歩となっていますが、独立後の十九年の年貢皆済目録には反別二百八五町六反七畝歩となっています(同上 史料 153)。検地帳が現存しないので詳細は不明ですが、「武蔵野新田高控帳」(『武蔵野市史 資料編』)によれば元文元年(一七三六)の検地で村高七四七石四斗五升二合と記されており、武蔵野新田八十三カ村の中で砂川新田について二番目に大きい新田となっています。また、元文三年の年貢割付状によって反別は二五六町三反七畝二四歩であることが確認できます。

六、野中新田の開発

享保七年(一七二二)十月に上谷保村(現国立市)の藤八等が新田開発を願い出たのは、柴崎村から上谷保村の北裏を通り田無村の西原迄の東西六〇町・南北三〇町におよぶ広大な場所でした(史料 66(2))。この願いは上谷保村の百姓五人の連名で岩手藤左衛門役所に出されていますが、同日の仲間証文之事によると「此度武蔵野新田開発願之人数貴殿方七人拙者共四人都合拾壱人相談之上ニ而願書相認」(史料 55)とあって、実際には上谷保村百姓七人と江戸牛込榎町および関口町の町人四人の開発人仲間十一人によって計画されたものです。

ところで上谷保村の百姓と江戸の町人を繋ぐ接点はどこにあったのでしょうか。それを知る手がかりが谷保村の佐伯 麟之助家文書の中に在りました。享保九年二月廿二日の店請状之事という史料には次のように記されています。

店請状之事

(***) 借用仕店質之儀者壱ケ年ニ金壱両ニ相定借申所実正也

(中略)

一商売之儀者貴殿右染屋道具仕廻則紺屋職仕候、尤紺屋手代此方=抱遣申候、若此者共儀二付六ケ鋪義出来仕候共 貴殿少も掛 _御苦労 _申間鋪候、何方迄も此方=罷出急度申訳可 _仕候、為 _後日 _店請状仍如 _件 享保九年辰二月廿二日

江戸伊勢町大屋六右衛門店

武州谷保村

元右衛門殿

伊勢屋治兵衛 店請人与八

これには店の場所が示されていませんが、明らかに元右衛門が江戸で染屋を営んでいた商人であることを示すもので、 店を貸し渡した証文です。従って、元右衛門は上谷保村の名主であるとともに享保九年迄江戸で商売をしており、江戸 町人たちとの仲を取り持ったのは元右衛門であったものと思われます。

享保九年(一七二四) 五月に上谷保村願場として五一三町歩の土地が割り渡されると、円成院を含めて十二分され、近隣の村々や入村者に売り渡されています(史料 66(8))。この史料によると、上谷保村の元右衛門・孫市・平左衛門の三人に割り渡された土地の内一五七町歩余は十・十一年に砂川村・中藤村・大岱村・柳窪村に売り渡されています。しかも、藤八は十年の役米代金を遣い込み土地は廻り田村の太郎兵衛に、家屋敷は残らず源右衛門に売り渡して十一年には本村に引込んでいます。この享保十年の様子を知り得る貴重な「惣百姓連判帳」という史料が同じ佐伯家文書に残されています。この中から特に注目される三つの条目を次に上げます。

覚

□ 去夏中割賦申付候武蔵野開発場之儀、今以開キ候体も不 _相見へ _候、右開発場之義情二入開発可 。致所延引ニ 罷成候段不届キ至極之事ニ候、此上致 _油断 _開発指滞候ハヽ右地所吟味之上取上候義も可 。有 。之候間可 。致 _承 知 _候

(中略)

- 一去夏中割渡之義ニ而内割も無」之指置候村々も有」之候段不埒之致方ニ候、此已後指急キ芝地境一村切分明に相見 へ候やうニ竹木植立候様ニ可」致候、若シ油断いたし割賦堺も不明ニ有」之候者追而見分指遣相改候間可」得 _其 意 _候
- □□亦去夏以後村々わり賦之内相対を以他村え売渡候義、未訴さる村方も有 」之候ハヽ其訳ケ書付来五日迄ニ役所え 可 _指出 _候、油断有間敷候

この史料から享保九年に割り渡された新田場の開発が進んでいないことが分かります。しかも、「内割も無」之指置候村々も有」之候段不埒之致方」や「去夏以後村々わり賦之内相対を以他村え売渡候義」とあることからも明らかなように、新田開発は当初から内割や他村への売渡を前提にしていることが分かります。従って、上谷保村各組の名主である元右衛門・孫市・平左衛門ら三人のように開発場を売渡すことは当然で、むしろ奨励しているように見えます。また、この史料の存在は享保十年九月に元右衛門が上谷保村の名主として上谷保村に居たことを証明するもので、実際に野中新田の開発には出向いていない可能性が強いことを示すものです。

鍬下年期の過ぎた享保十一年(一七二六)六月には村名と村役人が決められています(**史料 66**(№)。新田名は当初上谷保村の発起人矢沢藤八の名字を取って矢沢新田とする予定でしたが(**史料 54**)、開発願を出した翌八年六月に冥加金

として二五〇両の上納を課され、「願場御新田村名附并場所取之義ハ貴殿御望之場所右願人とも割合指上候」(史料 57)

という約束で、野中善左衛門に出金を頼んだことから野中新田と名付けられました。しかも、既に開発地に藤八の姿はありませんでした。村役人としては名主に源右衛門が、組頭には善左衛門と長右衛門が就任しています(史料 66(10))。名主源右衛門は江戸牛込榎町の開発願人の一人で、享保十四年頃に与右衛門と改名しています。野中新田は土地の投機にばかり明け暮れていたわけではなく、幕府の家作料・農具料等の支給が功を奏して新田開発が徐々に進められ村分けが行われています。前章でも述べましたように、享保十七年(一七三二)一〇月には与右衛門組・善左衛門組・六左衛門組・鈴木新田が組分けされて、それぞれ村役人が立てられると共に組毎に年貢取立が行われるようになります(史料 59)。元文元年(一七三六)の検地で与右衛門組は反別一五〇町一反六畝一五歩・村高四六六石八斗七升七合、善左衛門組は反別一三〇町四反二畝二一歩・村高三六九石三斗二升八合の村が成立しました。

七、大沼田新田の開発

大沼田新田は『武蔵野歴史地理』に「開墾の初めは享保六年で、此の年弥左衛門は幕府に開墾の願書を提出した。」と記されており、大岱村(現東村山市恩多町)の名主弥左衛門が享保六年(一七二一)に願い出たとされています。この場所は享保九年五月に割り渡しを受けた武蔵野新田で、一〇から二〇町歩程度に細分されて近隣の村々に割り渡されたようで、大岱村に割り渡されたのは一七町歩です(『東村山市史8 資料編近世2』史料三二四)。勝楽寺村の譲証文之事に「此方より程遠ク御座候処ニ其元村え者御地続ニ御座候得者双方勝手能成候ニ付和談ニて右芝地貴殿方へ相譲申候」(同上 史料二七九)とあるように耕作地として遠いなどの理由により、勝楽寺村・川部堀内村・清水村・上谷保村(野中新田分)・堀口村・後ヶ谷村・野口村・久米川村等から、別表3「大沼田新田土地集積一覧」にまとめたように大岱村へ譲渡され、享保十四年(一七二九)十一月の開発場酉御取箇割附之事には反別一三二町九反一畝二歩の土地が計上されています(『小平市史料集第十三集』年貢 史料 161)。この反別は別表3の享保十四年の反別合計ともピッタリ符合しますので、大沼田新田の土地の集積状況はほぼ確実に把握できるといえます。このことから、大沼田新田は近隣の村々の開発場割渡地を買い集めて集積し、それを開発した新田であることが分かります。

【別表3】 大沼田新田土地集積一覧

年 月	買入反別	買入先	反別合計
享保9年5月	17 町歩	割渡地	17 町歩
享保9年5月23日	23 町 7 反歩	勝楽寺村	
享保9年	18 町 8 反歩	川部堀内村	
享保 11 年 3 月	16町6反5畝歩	清水村	
享保 11 年 5 月 26 日	17町1反6畝22歩	上谷保村	
享保 11 年 6 月	2町1反9畝10歩	IJ	
享保 11 年 7 月 10 日	11 町 1 反歩	堀口村	
享保 12 年 4 月 16 日	19町1畝18歩	後ヶ谷村	
享保12年4月17日	3町8畝12歩	IJ	
享保 12 年 4 月 22 日	13 町 8 反歩	野口村	142町5反1畝2歩
享保 13 年	(6町6反5畝歩)	野口村	125町8反6畝2歩
享保14年3月	9町4反5畝歩	清水村	
	(2町4反歩)	小川村	132町9反1畝2歩
享保 15 年	3町5反3畝18歩	野口村	
	4町8反3畝27歩	IJ	141町2反8畝17歩
享保 16 年	5町6反6畝20歩	久米川村	
	6町2畝20歩	野口村	147町5反7畝27歩
享保 20 年	1町2反歩	II.	148町7反7畝27歩

()内は売却反別

元文元年(一七三六)の検地で反別は一二三町九反五畝三歩・村高は三二〇石八斗三升八合となっています。しかし、 検地帳の名請人八十八人の内屋敷持は三十三人で大半が大岱村や廻り田村の持添百姓です。村名は享保二十一年(一七 三六)三月の検地野帳までは大岱村新田ですが、元文元年十二月の検地帳には大沼田村新田と記され、年貢割付帳や皆 済目録で確認する限り大沼田新田で定着するのは寛保三年(一七四三)のことです。それは寛保三年三月の入置申証文 之事に「伝兵衛儀弥左衛門聟之儀有」之候ニ付組頭御極、其上新田場え伝右衛門引越被」申候迄之内右伝兵衛名主弥左 衛門代役相勤、諸事書上等之節ハ名主弥左衛門代組頭伝兵衛と書上ケ仕新田方諸御用伝兵衛相勤、御年貢之儀ハ伝兵衛 取立弥左衛門方え相渡、弥左衛門方より御陣屋え御上納仕候筈ニ相極申候」(当麻伝兵衛家文書D·33)とあり、ここで 初めて新田に組頭が置かれ、伝兵衛が名主の代役を勤めることになったことが分かります。この年までは本村の大岱村 で年貢を納入し、名主の弥左衛門が全てを管理していたのですが、年貢が新田で集められるようになったために年貢割 付状や皆済目録等の正式文書にも新田名が使われるようになった結果だと思われます。

【別表4】 大沼田新田出百姓一覧表

	【別衣4】 人名巴利巴山日姓一見衣				
	西暦	入村年	入村先	名前	
1	1727	享保 12 年	入間郡堀口村	金衛門	
2	1728	享保 13 年	多摩郡廻り田村	紋四郎	
3	1728	享保 13 年	高麗郡中藤村	左兵衛	
4	1733	享保 18 年	高麗郡中藤村	由兵衛	
5	1732	享保 17 年	入間郡大岱村	長衛門	
6	1731	享保 16 年	入間郡堀口村	与兵衛	
7	1756	宝暦6年	入間郡堀口村	権衛門	
8	1733	享保 18 年	入間郡大岱村	小兵治	
9	1751	宝暦元年	入間郡町谷村	彦兵衛	
10	1754	宝暦4年	多摩郡柳窪村	権治郎	
11	1733	享保 18 年	入間郡菩提木村	徳右衛門	
12	1731	享保 16 年	入間郡殿ヶ谷村	長左衛門	
13	1754	宝暦4年	入間郡大岱村	文衛門	
14	1734	享保 19 年	多摩郡廻り田村	喜兵治	
15	1731	享保 16 年	足立郡方来村	武兵衛	
16	1730	享保 15 年	多摩郡廻り田村	浅衛門	
17	1729	享保 14 年	多摩郡廻り田村	半七	
18	1742	寛保2年	多摩郡沢井村	与三衛門	
19	1755	宝暦5年	多摩郡三ツ木村	徳兵衛	
20	1728	享保 13 年	入間郡永井村	弥七	
21	1735	享保 20 年	多摩郡砂川村	八郎衛門	
22	1751	宝暦元年	多摩郡久米川村	五兵衛	
23	1728	享保 13 年	多摩郡廻り田村	権太郎	
24	1743	寛保3年	多摩郡野口村	源四郎	
25	1729	享保 14 年	入間郡大岱村	太郎兵衛	
26	1727	享保 12 年	高麗郡仲井村	与衛門	
27	1726	享保 11 年	多摩郡野口村	半三郎	
28	1731	享保 16 年	入間郡大岱村	孫兵衛	
29	1750	寛延3年	入間郡大岱村	勘衛門	
30	1729	享保 14 年	入間郡大岱村	元衛門	
31	1737	元文2年	入間郡大岱村	徳左衛門	
32	1744	延享元年	入間郡大岱村	由衛門	
33	1745	延享2年	入間郡勝楽寺村	七兵衛	
34	1733	享保 18 年	入間郡勝楽寺村	左治衛門	
35	1730	享保 15 年	多摩郡久米川村	伝左衛門	
36	1731	享保 16 年	多摩郡廻り田村	喜八	
37	1727	享保 12 年	多摩郡内堀村	伊左衛門	
38	1729	享保 14 年	入間郡大岱村	弥衛門	
39	1742	寛保2年	入間郡大岱村	伝助	
40	1747	延享4年	大沼田新田	午之助	
41	1746	延享3年	入間郡大岱村	万五郎	

42	1742	寛保2年	入間郡大岱村	伝兵衛
43	1744	延享元年	入間郡中留村	弥兵衛
44	1744	延享元年	多摩郡今寺村	泉蔵院

別表4に宝暦十一年(一七六一)の史料73から「大沼田新田出百姓一覧表」を作成してみました。入村年の記述は何年以前何(十二支)年と書かれており年数と十二支に多少の違いがみられますので、二三年の違いは十二支を優先し、それ以外は年数を優先して作表しました。これによると、宝暦十一年までの入村者は四十四人ですが検地の元文元年までの入村者は二十六人で、大岱村と廻り田村からの入村者が各六人、土地を購入した勝楽寺村・堀口村・久米川村・野口村から五人、その他九人となっていて、圧倒的に大岱村以外からの入村者が目立ちます。また、年代的に見ると大岱村の入村者は宝暦十一年までに十三人いますが元文元年(一七三六)までは六人で、しかも最初の入村は享保十四年(一七二九)です。このように大岱村からは中々新田に出てこなかった様子が窺えます。しかも、『東村山市史8 資料編近世2』の史料325には「私儀御開発新田へ罷出申度願二而、則貴殿御開発之内代金指出シ申請」とあり、史料328には「拙者共儀家作金二而芝地申請、新田出百性罷成申筈二相定、新田え罷出住居申候、家作金被置下候ハ、其元え御取可被成候」とあります。史料325には代金を差出して開発地を申し受けたことが記され、史料328には家作金で芝地を申し受けたので家作金が下されたらお取りくださいということですから、土地代金を支払っている形跡が認められます。このように小川新田とは大きな違いが見られ、新田によって入村者の集め方に違いがあったことが分かります。

八、廻り田新田の開発

廻り田新田の発端は、享保十一年四月の「相渡シ申開発場証文之事」(『東村山市史8 資料編近世2』史料371)にあるように、玉川上水北通りの国分寺新田分の開発場三八町歩を廻り田村の名主九兵衛が与右衛門から金二○両で譲り受けたことにあります。廻り田村は『所沢市史 近世史料1』史料470に「従古来村々入会秣取り来り候武蔵野御附田地二御開発被為 仰付候と当春中岩手藤左衛門様より御廻状を以被仰附、諸百姓共奉畏候といへ共秣場ニ相離候義難儀至極二奉存候故、古来之通り奉願候と書附を以申上候」とあるように、入間郡・多摩郡の二十八カ村と共同で入会地の確保を主張して武蔵野新田の開発に反対し、開発願を出しませんでした。しかし、現実に武蔵野新田の割り渡しが開始されて入会地が無くなり、秣場確保のためには新田地を譲り受ける以外になかったのです『東村山市史8 資料編近世2』史料367)。前出の「相渡シ申開発場証文之事」に「右者去巳御役米代金御末進ニ付右之場所ヲ其元方え売渡シ」とあるように、この場所は野中新田の藤八が開発場役米を支払えずに手放した土地で、源右衛門事与右衛門に売り渡したものです。史料77の「廻り田新田壱村定之事」によれば、廻り田村の太郎兵衛(忠兵衛の子)は親しい間柄であったので、開発場役米不納で入牢中の藤八を金の工面をして出してやり、その代償として藤八所有の土地を割り渡したとされています。享保一四年(一七二九)の「取替証文之事」に「去ル午年二野中新田より我等并貴殿両人之名前ニ而芝地三拾八町歩買請候処、其内村方百姓えも九反歩つ、割渡シ申候、尤貴殿儀へ買主と申殊二地代金も外ニ御出シ被成ニ付、右之内壱割之外弐町四反歩貴殿え割合申候」(『東村山市史8 資料編近世2』史料374)とされ、忠兵衛は野中新田の芝地の買い主で地代金も出しているので他の者より二町四反歩も余分に割り渡されています。

元文元年(一七三六)に検地を受け村高一〇七石四斗八升四合・反別四〇町六反五畝三歩が計上されていますが、野畑や林畑が三分の二以上を占め、四十一人の名請人がいても屋敷は皆無で完全な持添新田でした。しかし、持添新田の状態がいつまでも許されたわけではなく、寛保元年(一七四一)川崎平右衛門に出百姓を命じられます(史料 77)。また、史料 76 の「出百姓年数覚え」によれば、早速この年に久米村(所沢市)の庄兵衛と北野村(所沢市)の平左衛門が入村しています。その後も徐々に入村者が増えていますが他村の者ばかりで、廻り田村からの最初の入村者は杢左衛門で宝暦三年(一七五三)のことです。別表 4 「大沼田新田出百姓一覧表」でも明らかなように大沼田新田には享保期に廻り田村から六名の入村者がありますので、本村を出る意志を持ったものは早い時期に他村の開拓者となったものと思われます。また、太郎兵衛の子弥兵衛が入村したのは宝暦十一年(一七六一)頃だと思われ、廻り新田の独立が認められた明和五年(一七六八)迄の入村者は十三軒です。この年の名請人は二十四人で持添百姓は十一人に減っています。

九、あとがき

小平の新田開発について新田ごとにその経過をまとめてみましたが、ここで触れたのはその一部に過ぎません。引き続き刊行予定の史料集の解題でテーマごとに説明を加えていく予定ですのでご期待ください。

さて、この解題を読んでいくつかの点で今までの説と違いがあることにお気づきの方もあると思います。特に大沼田 新田については今まで大岱村の村請新田とされていたものが、近隣の村に割り渡された土地を買い集めて開発したこと が明らかになり、村の成立過程に大きな変更が必要となりました。これは、東村山市史の編さんに伴い当麻勉家文書が公開され、新たな史料が発掘されたことによる成果だと言えます。また、鈴木新田と野中新田の開発に重要な役割を果たした谷保村の元右衛門については、くにたち郷土文化館の資料調査によって江戸で染屋を営んでいたことが分かり、野中新田開発人仲間の江戸町人達を繋ぐ接点であったことや、実際に野中新田の開発には出向いていない可能性が強まりました。

更に、この史料集を分析することによって小川新田の入村者の実態が明らかになり、家作料の支給によって入村者が 急激に増加したことや年季奉公の屋守が多いこと、地割りを受けても地代を支払った形跡がみられないことなどが分かりました。

このように新田開発については既に研究され尽くしたように思われていますが、史料が着々と出揃ってきていること と相俟って大いに研究の余地がある重要な分野だと思われます。そのためにもこの史料集が基本文献の一つとして活用 されることを期待します。

最後になりましたがこの史料集の作成に当たり、原文の解読は梅林富子・加藤とみ・小林正雄・小堀恵美子・藤井一 栄の各氏にお願いし、校訂と解題作成は蛭田廣一が行いました。また、印刷のための原稿作成は古文書嘱託の日野久美 子(前任者)と三野行徳が担当し、岡田美枝子さんと羽山淳子さんに労を煩わしました。関係各位の尽力に感謝します。

平成十四年九月十一日

小平市中央図書館